

綱 領 ・ 規 約

三重県一般労働組合同盟
ゆ う あ い ユ ニ オ ン

綱 領

- 1 . われわれは、ゼネラルユニオンとして広く労働者を結集し、自由にして民主的な労働運動を推進する。
- 2 . われわれは、個人の自由と人格が尊重され連帯感に満ちた組織を建設し、組合員が豊かで幸福な人生を追求するために有益な活動を展開する。
- 3 . われわれは、民主主義の拡大を求め、自由、公正で平和な福祉社会の実現をめざす。
- 4 . われわれは、時代を先取る行動力と自ら変革する勇気を備え、つねに夢のある未来を展望し、わが国労働運動の発展に貢献する。

ゆうあいユニオン規約

1991年8月23日制定

第1章 総 則

(名称)

第1条 この組合の名称は次のとおりとする。

(1) 名称

三重県一般労働組合同盟ゆうあいユニオン

(2) 略称

三重一般同盟ゆうあいユニオン

(所在地)

第2条 この組合の事務所を次のところにおく。

(1) 所在地

津市栄町1丁目891 三重県勤労者福祉会館

(2) 気付

三重県一般労働組合同盟

第2章 目 的

(目的)

第3条 この組合は、組合員の団結及び相互扶助の精神によって、三重県一般労働組合同盟の決議を実践し、組合員の労働条件を維持改善し、経済的、社会的地位の向上を図ることを目的とする。

第3章 事 業

(事業)

第4条 この組合は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

(1) 組合員の労働諸条件の維持改善に関すること

(2) 組合員の福祉の増進及び文化的地位の向上に関すること

(3) 労働協約の締結改善に関すること

(4) 中小企業未組織労働者の組織化に関すること

(5) 同一目的を有する他団体との連携強化に関すること

(6) その他目的達成に必要なこと

第4章 構成

（組織）

第5条 この組合は、次の者によって組織する。

（１）三重県に居住または勤務する労働者

（２）組合が承認した者

２．前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する者は組合員としない。

（１）会社の役員

（２）労働者の雇入れ、解雇、昇進または異動に関して直接の権限を持つ監督的地位にある者

（３）使用者の労働関係についての計画と方針に関する機密事項に接し、そのために職務上の義務と責任とが、この組合の組合員としての誠意と責任とに直接矛盾するような監督的地位にある者

（４）その他使用者の利益を代表する者

（５）その他組合が除外を適当と認めた者

（支部）

第6条 この組合は企業、事業所または事務所ごとに支部を置くことができる。

第1節 資格

（取得）

第7条 組合員の資格は、所定の書式による加入申込書に必要事項を記載のうえ、執行委員長に提出し執行委員会の承認を得たときより始まる。

（喪失）

第8条 組合員は次の場合にその資格を失う。

（１）脱退が認められたとき

（２）除名されたとき

（脱退の手続き）

第9条 この組合を脱退する場合には、所定の脱退届に必要な事項を記載のうえ、執行委員長に提出し、執行委員会の承認を得なければならない。ただし、組合に対して債務がある場合は、それを完済した後でなければ脱退は認められない。

２．脱退後は組合に対する一切の権利を失い、既納の金品は返戻しない。

第2節 権利及び義務

（権利）

第10条 すべての組合員は、この規約のもとにおいて平等に次の権利を有する。

- (1) 何人もいかなる場合においても、人種、宗教、性別、門地または身分によって差別されない。
- (2) すべての問題に参加し、均等の取扱いを受ける。
- (3) 組合役員その他の代表に選挙され、または選挙することができる。
- (4) 自由に意見を表明し、議決に参加することができる。
- (5) 組合役員及び機関の活動報告を求め、または批判し、解任を請求することができる。
- (6) 懲戒処分について弁明し得ることができる。
- (7) 会計について関係書類の閲覧を求めることができる。

(義務)

第 1 1 条 すべての組合員は、この規約のもとにおいて平等に次の義務を負う。

- (1) 組合の綱領規約を遵守し、大会の決議に従い、機関の統制に服すること。
- (2) 組合費及び機関で決定したその他賦課金を納めること。
- (3) 組合の所定の会議及び会合に出席し、議決に参加すること。
- (4) 組合の機密をもらさないこと。
- (5) 所定の職に選出されたとき、正当な理由なくしてその就任を拒まないこと。

第 5 章 機 関

(種類)

第 1 2 条 この組合に、次の機関をおく。

- (1) 議決機関
 - 定期大会
 - 臨時大会
- (2) 執行機関
 - 執行委員会
- (3) 監査機関
 - 会計監査

第 1 節 議決機関

(大会)

第 1 3 条 大会は、この組合の最高議決機関である。

(定期大会)

第 1 4 条 定期大会は、原則として年 1 回 8 月に開催するものとし執行委員長が招集する。

(臨時大会)

第 1 5 条 臨時大会は、次の場合 1 0 日以内に開催するものとし、執行委員長が招集する。

- (1) 執行委員会が必要と認めたとき
- (2) 全組合員の 3 分の 1 以上が連署により、理由を明らかにして要求したとき

(構成)

第 16 条 大会は、役員及び代議員をもって構成する。

(告示)

第 17 条 大会の日時、場所及び議題などは開催の日から 7 日前に全組合員に告示しなければならない。ただし、緊急の場合にはこの限りではない。

(代議員)

第 18 条 代議員は、第 6 条に規定する支部単位に組合員の直接無記名投票によって選出する。ただし、代議員総数及び支部単位ごとの代議員数については、執行委員会で決定する。

(付議事項)

第 19 条 大会の付議事項は次のとおりとする。

- (1) 運動方針の決定及び経過報告の承認
- (2) 規約の改廃
- (3) 予算の決定及び決算の承認
- (4) 労働協約の締結、改正及び期間の延長
- (5) 争議行為の開始及び終結
- (6) 闘争資金の積立及び使用
- (7) 上部組織への加盟または脱退
- (8) 組合員の表彰および制裁
- (9) 役員の選任及び解任
- (10) 組合の統合及び解散
- (11) その他、以上の事項に準ずる重要な事項

(定足数)

第 20 条 大会の定足数は、代議員総数 4 分の 3 以上とする。ただし、この場合には第 21 条第 3 項に規定する委任を含むものとする。

(議決)

第 21 条 この規約に定める事項の他は大会出席代議員の過半数をもって議決し、可否同数の場合には議長が決する。ただし、可否同数の場合を除き議長に議決権はない。

2 . 前項の規定にかかわらず、第 19 条第 2 号 (規約の改廃) 及び第 5 号 (争議行為の開始及び終結) の場合には、第 48 条 (同盟罷業権の行使) または第 50 条 (規約の改廃) の規定によるものとする。

3 . 第 16 条 (構成) に規定する代議員が、やむを得ない理由によって欠席する場合には、出席する他の代議員に議決権を委任することができる。ただし、この議決権は出席代議員 1 名につき 1 票とし、投票権を含まない。

(議長)

第 22 条 大会の議長は、代議員の中から立候補または推薦によって選出する。

第2節 執行機関

(執行委員会)

第23条 執行委員会は、大会において決定された事項及び規約に定められた組合業務を執行するものとし、執行委員長が招集する。

(構成)

第24条 執行委員会は執行委員長、副執行委員長、書記長、会計及び執行委員をもって構成する。

(定足数)

第25条 執行委員会の定足数は、会計監査を除く役員総数の過半数とする。

(議決)

第26条 出席者3分の2をもって議決し、可否同数の場合には議長が決する。ただし、可否同数の場合を除き、議長に議決権はない。

(議長)

第27条 執行委員会の議長は、執行委員長があたる。

(責任)

第28条 執行委員会は、大会に対して一切の責任を負う。

第6章 役員

(種類)

第29条 この組合に次の役員をおく。

- (1) 執行委員長 1 名
- (2) 副執行委員長 若干名
- (3) 書記長 1 名
- (4) 会 計 1 名
- (5) 執行委員 若干名
- (6) 会計監査 2 名

(議決権)

第30条 役員は、大会において発言権を有するが、規約の改廃を除き議決権はない。

(職務)

第31条 役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 執行委員長
この組合を統轄し、これを代表する。
- (2) 副執行委員長
執行委員長を補佐し、執行委員長事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 書記長
日常の業務を処理し、会議の準備、文書ならびに記録の整理及び保管にあたる。

(4) 会 計

組合財政を司る。

(5) 執行委員

各専門部を担当し、組合業務を分担執行する。

(6) 会計監査

執行機関と独立してこの組合の会計業務を監査し、定期大会に報告する。

(投票の方法)

第 3 2 条 役員は、組合員の中から全組合員の直接無記名投票によって選出しなければならない。ただし、直接無記名投票は各支部ごとに投票所を設け、これを付議する大会前にあらかじめ執行することができる。

(選挙管理委員会)

第 3 3 条 選挙の公正を期すために選挙管理委員会をおく。

2 . 選挙管理委員会の委員は 5 名とし、執行委員会が委嘱する。

(任期)

第 3 4 条 各役員の任期は定期大会から次期定期大会までとし、再任を妨げない。

(補充)

第 3 5 条 役員中に欠員を生じた場合には、原則として補充選挙を行う。ただし、この場合には、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(解任)

第 3 6 条 役員が任務を怠り、または機関の決定に反する行為をした場合には、大会出席代議員 3 分の 2 以上の賛成によって解任することができる。

第 7 章 書記局

(職務)

第 3 7 条 書記局は専従役員及び書記をもって構成し、書記長の指揮のもとに組合の日常業務を執行する。

(書類)

第 3 8 条 書記局に次の専門部をおく。ただし、専門部の部長は執行委員会の議決によって執行委員長が任命する。

(1) 総務部

(2) 組織部

(3) 政治部

(4) 調査部

(5) 教宣部

(6) 青婦対策部

第8章 会 計

（会計）

第39条 この組合の会計は、一般会計及び特別会計とする。

2．特別会計は、闘争資金の積立その他特定の事業を行うために必要がある場合大会の議決によって設ける。

（経費）

第40条 一般会計の経費は組合費、臨時組合費、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

（組合費）

第41条 組合費は次のとおりとする。

（1）組合費

1 カ月1人あたり2,000円とし、パートタイマー等短時間労働者は1,500円とする。
ただし、基準月収が10万円を下回る組合員は1,000円とする。

（2）臨時組合費

大会で必要と認められた金額

2．前項第1号（組合費）の規定にかかわらず、大会が必要と認めた場合には組合費を引き上げることができる。

（会計年度）

第42条 この組合の会計年度は次のとおりとする。

（1）始期

毎年7月1日

（2）終期

翌年6月30日

（会計報告）

第43条 すべての財源及び使途、主要な寄付者の氏名ならびに現在の経理状況を示す会計報告は、会計監査による監査を受け、組合員によって委嘱された職業的に資格がある会計監査人による正確であるとの証明書とともに、少なくとも毎年1回組合員に公表しなければならない。

2．会計帳簿は、組合員の請求があれば、いつでも公開しなければならない。

第9章 賞 罰

（表彰）

第44条 組合員で組合発展のために功労のあった者または他の模範となると認められる者は、大会の議決によって表彰する。

2．表彰は執行委員長が執行する。

(制裁)

第 4 5 条 組合員が次の各号に該当する場合に、その情状によって制裁を加えることができる。ただし、この場合には大会の議決によらなければならない。

- (1) 組合の規約または決議に違反したとき
- (2) 組合の統制を乱す、または運営を妨げたとき
- (3) 組合の名誉を毀損したとき
- (4) 組合員としての義務を怠ったとき
- (5) その他各号に準ずる不適当な行為があったとき

(制裁の種類)

第 4 6 条 制裁の種類は次のとおりとする。

- (1) 戒告
統制違反の事実を明らかにし、将来を戒める。
 - (2) 権利停止
組合員としての権利の全部または一部を一定期間停止する。
 - (3) 除名
組合員としての資格を剥奪する。
- 2 . 制裁は執行委員長が執行する。

(制裁の手続)

第 4 7 条 前条に規定する制裁は、戒告及び権利停止の場合には大会出席代議員過半数の賛成をもって決定し、除名の場合には3分の2以上の賛成をもって決定する。ただし、この場合には必ず制裁の決定の前に、本人に弁明の機会を与えなければならない。

第 1 0 章 争議行為

(同盟罷業権の行使)

第 4 8 条 同盟罷業権は、全組合員の直接無記名投票による組合員総数過半数の賛成を得なければ、行使することができない。ただし、直接無記名投票は各支部ごとに投票所を設け、これを付議する大会前にあらかじめ執行することができる。

第 1 1 章 解 散

(解散)

第 4 9 条 この組合は、全組合員の直接無記名投票による組合員総数4分の3以上の賛成を得なければ、解散することができない。ただし、直接無記名投票は各支部ごとに投票所を設け、これを付議する大会前にあらかじめ執行することができる。

第 1 2 章 規約の改廃

(改 廃)

第 5 0 条 この規約は、全組合員の直接無記名投票による組合員総数過半数の賛成を得なければ、改廃することができない。ただし、直接無記名投票は各支部ごとに投票所を設け、これを付議する大会前にあらかじめ執行することができる。

第 1 3 章 付 則

(準 用)

第 5 1 条 この規約に定めない事項の取扱いは三重県一般労働組合同盟の規約を準用する。

(執 行)

第 5 2 条 この規約は 1 9 9 1 年 8 月 2 3 日より施行する。
この規約は 2 0 0 0 年 9 月 7 日より改訂施行する。